

## 企画建設常任委員会 摘 錄

1. 開 催 日 令和3年11月19日（金） 第2委員会室
2. 出席 委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠  
松本みのり
3. 欠 席 委員 なし
4. 事務局職員 俵啓介議会事務局議事調査係長
5. 説 明 員 加藤武徳企画振興部長 東健治企画課長 田部伸宏企画課企画調整係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 3名（うち議員 前田智永 福山権二）
8. 会議に付した事件

1 議案第149号 庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例

-----  
午前10時45分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。写真撮影、傍聴、録音、録画を許可いたしております。

### 1 議案第149号 庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例

○桂藤和夫委員長 これより議案第149号、庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例を議題といたします。議題につきましては、既に先ほどの本会議で説明が済んでおります。執行者から追加の説明があれば説明をお願いしたいと思いますが、ございますか。ないようですので、これより質疑に入ります。

○五島誠委員 こちら指定管理でいくと規定されて、別表などに金額も書いてあるわけなのですから、例えば1つ懸念に思うのが、本会議の中でも他の議員が申しておりましたけれども、この自由度ですよね。指定管理者の料金設定に関する自由度の件で、先ほど上限とおっしゃられた、税込の金額ですね。例えば宿泊関係でいえば、今どうなのかわかりませんが、サービス料とか、例えばオプションであるとか、自由度がどの程度条例によって縛られるのか再度お伺いしておきたいと思います。

○東健治企画課長 議案の中でもお示しさせていただいております宿泊の利用料金ですけれども、これは一般的な素泊まりの料金の上限を定めたものでございます。宿泊される方におかれましては、そのほか料理等も召し上がるということでいいますと、宿泊メニューの中には、1泊2食何々コースというような、食事も含めたコースメニュー、宿泊プラン等も作成をして運営していくいただけるという点がございます。また、摘要の欄につきまして、繁忙日の取り扱いについて、公共施設においてもこのような形で取り決めを行っている施設も他にございますので、これまでこういった運営をなされておられるということも踏まえて、条例の中で整理させていただいております。

○政野太委員 自由度ということにも関連するかもしれませんけれども、第1条において、宿泊機能を有した集いの場とかコンベンションの開催の場とか、レクリエーション活動、憩いの場、健康づくりを増進しと、住民福祉に関することが記載されております。私も指定管理に関与したことがあります。

て、よく言われたのが、この施設は利益を出す、もうける施設ではないという位置づけになることが非常に多いかと思います、行政財産の場合は、この施設はどのように認識すればよろしいでしょうか。

○東健治企画課長 施設の目的、あるいは現在の施設の形態からいいますと、利用される方においては利用料金をいただくと。これをもって運営をしていくということになりますので、全く利益を度外視した運営ということにはならないと認識しております。施設維持、管理していく上において必要な利益というものは、御利用いただく方に御負担いただいて運営していく必要があると考えております。

○政野太委員 しっかりその他いろんな指定管理者の工夫によって収益を確保していくことを前提に置かれたという認識を持ってよろしいですか。

○東健治企画課長 おっしゃられるとおりでございます。

○横路政之委員 入浴料、大人は700円。他の温泉施設を圧迫しないような条件を設定されていると思うのだけれど、よそはありますよね、入浴施設が。どんな料金体系になっているのか。

○東健治企画課長 市内施設で申し上げますと、ひば道後山高原荘が、一般利用でいいますと620円、鮎の里は520円、リフレッシュハウス東城では570円、市の施設ではございませんけれども、県民の森は500円という一般料金設定となっております。

○横路政之委員 であるならば、これをもう少し安く設定してもいいのではないか。まずいのですかね。

○加藤武徳企画振興部長 やはり温泉の規模からしますと、他の施設の温泉と比べますとかなり種類とか大きさとか、そういうものがございますので、今回は、現状の700円を踏襲いたしまして、設定させていただいたところでございます。

○横路政之委員 やはり一般市民の声からすると、よく聞くのだが、高くなつたとか、行きにくいとか、700円はちょっとという声が多いのですよ。そのあたりの声は考慮に入れられなかつたのか。ほかのところは、620円とか520円で少し安いですか。まあまあの負担で行ってみようかなという気になるような額、そういうところが大事ではないですか。集客をもっとふやそうと思われるなら。風呂が大きいからこのぐらいにしとかないとまずいとはわかりますが、どう思われますか。

○加藤武徳企画振興部長 横路委員のおっしゃることもよくわかりますが、かんぽの郷を下げますと、高原荘や鮎の里が逆に高いといいますか、規模が違うのに反対に高いというような感覚を持たれる可能性もあるということで、現状の額でいかせていただいております。

○横路政之委員 だから、上限ということは、受けてもらえる指定管理者の、要するにプランですよね。サービスプランの中で安くできて、提供できるような1ヶ月券とかいうもので安くできることが当然可能な設定にしているということですか。

○加藤武徳企画振興部長 委員おっしゃいますとおり、上限ということなので、安くできるということは、新たな管理者で設定ができるということになっております。

○吉川遂也副委員長 この第1条の住民福祉の向上を図るということが一応基本になっていると思いますけれども、市民の税金を使って購入する建物であれば、庄原市民がこれはよかつたというふうに市外の方も同じ料金となると、なかなか理解が得られない部分が出そうな気もします。この福利関係のもの、1番に目につくのは多分入浴施設等になると思うのですけれども、その上限であれば、例えば値段を下げるときには、庄原市民に限り値段を下げることにするとか、何か庄原市民について1つ恩恵があったほうがいいような気がしますので、何か考慮があればと思います。そういう横断的な判断を指定管理業者ができるか、あるいは市が先導してそういう運用をしてほしいと仕様書の中で付け

加えることができるかお伺いしたい。

○東健治企画課長 おっしゃられる内容については、指定管理者とともに検討していく必要があると考えております。現在、どういう形でという具体なものはありませんけれども、期間限定あるいは今おっしゃられた入浴料の部分でというところで、指定管理者と検討してまいりたいと思っております。また、仕様書へ落とし込むということではなく、やはり指定管理者と行政と一体となって、この施設運営を行っていく必要があると受け止めております。

○政野太委員 別表ですけれども、大体宿泊というのは、1人で使うよりは2人で使うほうが安いというのが通常ということで、一般料金については特にないのですが、小学生未満というところがあつて、例えば、大人と幼児が宿泊したときは、これは1人利用になるのでしょうか。2人利用になるのでしょうか。もう1点、研修施設。庄原市が持っている行政財産の中の多くのこういう指定管理で行われている施設については、研修室は営利目的でなければ無料という施設が非常に多いと思います。このかんばを有料にされた要因があればお聞かせいただきたい。仮に、例えば日帰り料金で、宴会とか結婚式があった場合、披露宴とか、そういうコンベンション機能を使うときに、この研修室を使うのだと思うのですけれども、利用料がかかるということで理解していいのでしょうか。

○東健治企画課長 まず、1点目の大人一般の方御1人と小学生未満が利用した場合に、小学生未満は無料ということですので、これは人数カウントの対象外になるかと思います。ですので、例えば、洋室ツインを一般の方御1人と小学生未満御1人、計2人で御利用された場合も1人利用の料金で一般の方は利用料金をいただくという扱いになってこようかと思います。研修施設ですけれども、この施設に関しては、他の貸し館機能を有する公の施設とは施設の形態も異なるということから、貸し館、市民会館等を御利用いただく市民の方という利用形態とは扱いを別なものとして整理をいたしております。無料という考えには至っておりません。3点目、研修室、研修後に意見交換、食事会というようなことも場合としては出てくるかと思いますけれども、その場合にも、飲食の中に料金設定として部屋代、室料相当を加算して運営することもできるかと思います。その場合には、食事代金と部屋にかかる部分に関しては、決算を別とした整理をしていただくことも必要かと思います。

○政野太委員 まず先ほど1人利用になるというのが、無料とゼロ円の違いかもしれません、そこをもう一度整理されてもいいのではないかと思います。無料というのがカウントしないのであれば、ここに併記してあるのも何か違和感を感じますし、ゼロ円ならば、カウントすべき人数になると。そのあたりはまた指定管理者のいろんな判断もあると思いますので、協定の中で。あと研修施設については、例えば忘年会をしますと、料理の料金、それから部屋料、2時間はしますよね。2万円別に払わなければいけないと、今の150平米だったら。そのあたりは指定管理者の今後の営業に関しての工夫でパッケージにすることができる、室料も含めた料金で運営ができるという意味でよろしいですね。

○東健治企画課長 おっしゃられるとおりでございます。

○松本みのり委員 宿泊料金については上限額だということですけれども、研修施設やその他の施設、屋外施設などの利用料金は上限ではなくて、この料金でいきますということですか。

○東健治企画課長 条例の中にお示しさせていただいております宿泊料、使用料、入浴料とも全てにおいて上限額ということで御理解をいただきたいと思います。

○五島誠委員 上限額を超えて指定管理者が料金設定をすることはできないということだと思うのですけれども、第9条のところに市長が特別な理由を認めるときはこの限りではないというのは、どこを

指してこの限りではないということなのか。前納しなければいけないことに例外があるのか、別表の定めるところの使用料についてこの限りではないのか、そのあたりも解釈をお伺いしたい。

○東健治企画課長 施設利用料等については、この条例で定めるところが上限となってまいりますので、今おっしゃられた部分につきましては、使用料の前納部分に関しては、利用前にお支払いいただくことではなく、チェックアウト時の精算も可能ということでの表現でございます。

○五島誠委員 私が1つ懸念するのが、この施設は指定管理ゼロ円で、要は指定管理者の努力によって利益を上げて何とかやっていかなくてはいけない。一方で、市民福祉の増進ということで先ほどもいろんな意見があつたように、ある程度、市民に対して安くすることであるとか、そういったことを考えなくてはいけないという両方の側面がある中で、前者を考えていくと、やはり指定管理者が利益を上げなくてはいけないわけで、そのために上限がこの金額で大丈夫なのかという懸念があると思うのです。そのあたりで、ここまで縛ってしまうのが本当にいいのかどうかという判断があると思うのですけれども、そのあたりの解釈とか、指定管理者に対して期待することであるとか、そういったところをどういうふうに市が持ってらっしゃるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○東健治企画課長 指定管理者においてこの施設を運営していただけに当たりましては、宿泊機能をフルに活用していただくということは大前提でございますけれども、宿泊とともに夕食、朝食などの食事もしていただく施設でございますので、そういったところにおいて工夫を凝らしていただく等において、収益計算が成立するような形で運営を実施していただきたい料金設定ということになっておりますので、指定管理施設部分と自主事業部分もあろうかと思いますので、トータルの中で、いわゆる収支バランスがとれるような形での運営を目指していただきたいと考えております。

○五島誠委員 現在の日本郵政下における指定管理者サンヒルズとこういった料金の話等はある程度、情報収集ということもあってされているのかどうかお伺いしておきたいと思います。

○東健治企画課長 現在の運営における料金体系につきましては、事前にサンヒルズ庄原からもお伺いする中で、今回の条例で定める使用料、料金設定等に反映させていただいているという状況です。

○横路政之委員 まず、指定管理者が決まらない時点で、市で条件を決めますよね。もう少し上げてもらわないと維持管理費が出てこないとか、ここはもう少し下げても何とかやっていけるとか、そういうのが出てくるときには条例改正を提案されるのか。どういう手順か。

○加藤武徳企画振興部長 先ほど本会議のときにも御質問があったことに関連しますけれども、指定管理者が、これではできないので教えてくれということに対しては、なかなか難しいと思うのですけれども、やはり、部屋をきれいにした、グレードアップした、そういったことをしたときには、条例改正をして、客室の使用料は上げていくというようなことが必要になってこようかと考えております。

○横路政之委員 決められたものを出されて、その中で、これはもう少し高くしてもらいたいとかいう経営判断というのが、そういった個室のグレードアップとか特別な場合にしか認められないということですか。自由度が固められて、これでお願いしますというイメージになると思うのですけれど、どうなのですか。

○加藤武徳企画振興部長 おっしゃるように、やはりある程度基準を示してやらないといけませんので、昨年度、経営状況等の分析調査を委託してやっていただきましたけれども、その中でも、現行の単価で一昨年度の令和元年度のお客さんが10%仮に減少したとしても、黒字経営が可能だと判断をいたしまして、今回の設定をさせていただいたところです。

○横路政之委員 今からの推計でどうなるかわからないので、限りなく不透明なところが多い中で、宿泊料や全体の額にしても、一定は決めて、これでやってくださいと出さないと、それはやりようがないのですけれど、ある程度自由度をこの文章の中に盛り込んでおかないと、これよりはもう1円単位も無理だという指定管理の条件だと、受けるほうは大変だと思うのですけれど、どう思われますか。

○東健治企画課長 そういう面でいいますと、これを上限額ということで条例の中に示させていただくということになりますので、この示した額で必ず運営してくださいということではなく、ある程度自由度を持って運営をしていただくということ。こちらへ示しているものについては、素泊まり料金の使用料の上限ですので、食事等をしていただく中で、魅力ある宿泊プラン等を設定していただく中で、運営も自由度を持って行っていただきたいと考えております。

○横路政之委員 少し景気が悪くなったときに、この上限額を少し上げて、こちらは安くしたりしてバランスをとりながら経営をしてもらうような選択肢も残してあげておかないと、上限を決めてしまうとやりようがない。安くはできるけれど、少しここを上げて、ほかのところを安くしてというバランスができなくなるのではないか。経営をしたことがないからよくわからないが。

○堀井秀昭委員 横路委員、何か勘違いされているのではないかと思うのですけれど、この市が設定をした料金の収入も、食事等にかかる他の設定による自主事業による料金も、全てこの指定管理団体の収入になる。市へ来るわけではないので、例えば、全体の料金の設定をする中で、指定管理者が宿泊については、これを上限として料金設定をします。経営難とかという時になつたら、他の自主事業料金のところで、全体の料金はみずから定めることができるわけ。市がこれを上げるとか下げるとかいう作業をしなくても、経営体はそれなりに収入の増加を図ることは、自主事業部門を変更していくことで十分可能なわけです。そのあたりが、これは他の自主事業は自主事業というように一応設定上はそうなっているけれど、どちらも指定管理者が得る収入なのだから。

○横路政之委員 私が言るのは、この辺の上限設定まで変えないといけない場合があるのではないかと、素人感覚で言っている。

○堀井秀昭委員 取得財源にしろ、市が提供する修繕費などはほとんど税金から賄うわけで、そういう財源をもって取得した公の施設は、やはり類似した施設とそれほど差異があつてはいけないのではないかと私は思う。ここだけを自由度をふやせとかなどと言われても、同じようなことをやっている施設は2つも3つもあるわけで、その辺にはこういう設定で、あとは自主事業をやることによって利益を得て、それで管理をする。市が設定をする管理費では足りないから指定管理費を出していっているわけです。この施設については、市の考えは自主管理事業と、この条例で定める料金等の設定をもつて、これからランニングコストをカバーできる。ですから、指定管理費はゼロでいきますという考え方なのだと私は理解している。

○政野太委員 例えば、高級な部屋を用意する。そのときに5万円の室料に相当するとしたときに、この条例ではできないのではないかと多分言われたのだと思うのですよ。僕が思うのは、あくまでこれは室料、平米数に対して出したのかわかりませんけれども、室料なので、そういう高級なものを提供することはサービス料になるので、ここらは多分指定管理者のほうで設定ができるのではないかと私は判断するのですけれども、いかがでしょう。だから、決してここで上限を決められたものではなくて、サービスとしての提供ですから、そういう高級な部屋を準備するということは。

○五島誠委員 まだ討議の時間ではないので、質問の答えを。

○東健治企画課長 部屋のグレードアップという点でいいますと、先ほど部長も申し上げましたとおり、大規模リニューアル等によってグレード感をアップする改修を行った後においては、条例でお示ししている上限料金を改めていく条例改正といったことも必要かと思います。宿泊プラン等で食事も含めた、いわゆる自主事業の部分も含めたトータルにおいて運営をしていただくという観点からいいますと、宿泊素泊まりに関しては、今回お示しさせていただいたものを上限として、施設運営を行っていただきたいと考えております。

○五島誠委員 質問に対する答弁とニュアンスがずれているのではないかと思うのですね。要は、先ほど政野委員が質問されたのは、そのグレードというのは部屋のグレードもそうですし、宿泊するということに対してのいわゆるオプションの部分。例えば、高品質のサービスを提供。例えば手取り足取り全部何から何までしてあげてというような、いわゆるサービスの部分をこの宿泊料に乗せて、例えば6,500円なら、その上に1万円のサービス料を乗せて1万6,500円の宿泊プランで、それプラス食事料で2万いくらですというようなこともできますよね、という質問なので、それはどうなのか。

○東健治企画課長 運営形態の中で宿泊、素泊まりの部分と、今言われた付加価値を高めたサービス、さらに、食事の提供という部分でいいますと、それぞれ分けて考えていただければと思っています。サービスとしては、全て含めたトータルのサービスということになってまいりますけれども、宿泊素泊まりでいいますと、指定管理施設、指定管理部門になってこようかと思います。付加価値を持ったサービスという部分でいいますと、自主事業の部分にもかかわってくるのではないかと思われます。食事の提供とあわせて、何かお客様に対してのより以上の付加価値を提供していくという部分においては、そういういたプランを考えさせていただいて、宿泊商品として御利用者の方に提供していただくというやり方もあるかとは思います。

○吉川遂也副委員長 付加価値というような話もあるのですけれども、自主事業の中で工夫してということだと思うのですが、こういった指定管理の中で1番受ける業者も懸念するのは、縛られて経営をすると。例えば、そこを改修・改装したい。議会があるので待ってくれと。予算をとるから待ってくれということで、1年2年たってもできないというようなことであれば、もうオンタイムでいろいろ工夫した事業がなかなかできにくいので、縛られた経営というのは皆さん懸念されている。多分そういうことだと思うのです。なので、ある程度付加価値をつけるのであっても、例えば、いいお皿を買って使いたいと。例えば食洗機を持ってきたいというようなことで、その施設に対する価値を高める施設整備を、僕は会議場で言ったのはそういうことなのだけれども、指定管理業者が資本投下をして自分でこれでもってやりたいといったときの足かせをしないほうがいいのではないかと。全部これで特別の許可を受ければできるというようなことが何か盛り込めないかと考えているのですけれども、そういう指定管理業者の工夫と資本投下と、自分らでやりたいと。やめるときには全部持つて逃げますよということが前提ですけれども、指定管理業者のやりたいことをやらせてあげられるような方向性の何か一文がないかなと思うのですが、その点は何か工夫ができないでしょうか。

○加藤武徳企画振興部長 先ほど吉川議員おっしゃった意見は、今も他の施設でも、そういう指定管理者の自己資金等でやることは可能となっております。当然、公の施設、市の施設ですから、勝手にやってもらうということにはなりませんが、協議の上で新しい備品を自分の資金で入れるとか、そういったことは当然この新しいかんぽの施設においても同様に可能と考えております。

○吉川遂也副委員長 部屋の改修とともに含めて、軽微なものか、どこまでを許可の範囲とするのかとい

うところも含めて、施設の大幅リニューアルは市がやらないといけないのだろうと思うのですけれども、例えばカーペットを変えるとか、そういうもので部屋代を高くしたいのだというような意向があったときには、横断的な判断ができるかどうかというところ。その辺も含めて、施設改修については、指定管理業者の自由度がある程度あるというところは一応保障されると理解していいですか。

〔企画課長 うなづく〕

○桂藤和夫委員長 うなづくだけ。はい、政野委員。

○政野太委員 第9条第4項の、市が公共的または公益的な目的で交流宿泊施設を使用するときは使用料の適用を除外すると。10条も似たような内容なのですけれども、市がという点なのですけれども、例えば市が協賛をしている、共催をしている事業がたくさんあると思います。そういう目的で使われるときも、これが適用になるということで理解していいかということと、これは重要なことなのですけれども、指定管理者が行う業務という、この全般的な、ここには6項目ございますけれども、これについては、議会あるいは市民に公開をされるということでよろしいでしょうか。

○東健治企画課長 第9条、使用料、第4項でございますが、市が使用するとき、公共的・公益的な目的で、やはり市が主催ということであれば、使用料適用除外ということになってこようかと思いますので、市がかかわっているから、全て使用料適用を除外することにはならないと考えております。第4条、指定管理者が行う業務を一般公開という御質問ですけれども、指定管理者に行っていただく業務というのは、いわゆる公になってくるものと認識しております。

○政野太委員 そこの5号にある、指定管理施設を活用した事業の企画及び運営に関する業務というものについて、今度指定管理者を選定される運びになると思いますが、そういうものも提示をいただけるということで理解してよろしいですか。

○東健治企画課長 指定管理者において、いわゆるどういった形で運営していくのか、あるいはどういった事業展開をしていくかと、どういう検討をしているのかといったことに関しては、いわゆる市が、指定管理者が行う業務ということですので、お示ししてまいりたいと思います。

○吉川遂也副委員長 前回の全協の中で、日本郵政との契約内容について契約書の公表、資料提供するというような話があったと思うのですけれど、それはどの場面でされるのかということと、それを見ればわかるのですが、建物は中古物件ですから、瑕疵担保責任とか、そういうものの、隠れた瑕疵の担保責任というのは、そういう契約書の中に含まれていると思うので、現状、隠れた瑕疵に関しては日本郵政が責任を持つという契約になっているかどうかだけお伺いしたい。

○東健治企画課長 先般の議員全員協議会におきまして求められました資料に関しましては、議会事務局から資料請求が出ましたら、速やかに資料を提供させていただくこととしております。施設の受け渡しに関しまして、日本郵政との間におきましては、いわゆる重要事項説明書という形で、これは法で定められた建物の取引の中で、所有者・購入予定者において、双方が確認し合うということが求められておりままでの、それに基づきまして、現地の説明を受ける中で、重要事項説明に関しても双方で確認し合って引き渡しを受けております。この重要事項説明の中の記載されてない事項に関しては、この確認をし合った後、2ヵ年以内であれば、元の所有者に対して改善を求めるることもできますし、場合によっては、契約を解除するということもできることとなっております。

○吉川遂也副委員長 多分、一緒に見に行っても、隠れた瑕疵はもう見えないところですね。恐らく施設の中の壁の中の例ええば配管が壊れているのに現状見えない。それは確認できない部分の意味で隠れ

た瑕疵というのですけれども、そこについての責任も半年以内が日本郵政ですか。日本郵政の責任で、その部分の修繕については、そういった細かい取り決めも多分契約書の中にはあるのかなとは思うので、その辺も含めて、後でまた契約書の資料請求をさせていければと思います。

○松本みのり委員　　日本郵政が持たれている間は受託業務手数料で年間6,000万円から8,000万円、サンヒルズさんが毎年支払われて、その中から多分、固定資産税、年間2,000万円前後かなと思ったり、あと残りの部分も大規模改修ですか、そういった修繕費への積み立てでもあったかだと思いますけれども、今回それをゼロにされるということで、今後のグレードアップの費用だったり大幅リニューアルに向けた費用の捻出はどこからされる考えでしょうか。

○東健治企画課長　　市が取得した後においては、修繕改修ということが必要になってこようかと思います。また、利用者ニーズに合わせた改修も必要になってこようかと思います。これにつきましては、6月の議員全員協議会でもお示しさせていただきましたけれども、10年間で3億8,000万円余りという積算ということで、市でもいたしております。設備等の改修も含めて、こちらに関しては市の負担において実施していくということになってまいります。

○松本みのり委員　　それだけでは足りなくなってくる部分もたくさんあるかと思うのですけれども、少しづつ利用料利益の中から積み立てていくとかいう考えはないのかどうか。

○東健治企画課長　　利用料に関しましては、いわゆる指定管理者において利用料収入、あるいは自主事業による収入において、この施設を管理運営していただくこととしております。それに対して市としての指定管理料は、現在のところは発生しないということで予定しておりますので、市において改修等に係る経費は負担をしていくということになってまいります。

○松本みのり委員　　先ほど除却についても費用をまだ計算されていないということでしたけれども、そもそも素人ながら数字を計算してみたり、5億円は要るのかなと思ってみたり、市のその他の事業でも公共施設については長寿命化をして先延ばし先延ばしで、もう先に負担が来るような設計をされているかと思うのですけれども、やはり健康増進施設で今の市民がそういった利益を享受するのであれば、その中から少しでも積み立てて、先でも必要になったから改修費何億円ですと議会に出されたときにも、その都度審議するのではなくて、やはり積み立てていく必要はあると考えるので、いかがでしょうか。

○堀井秀昭委員　　何年か何十年か先に壊すかわからないお金を積み立てろと言われているのは、市へ言っているのか、指定管理業者へ言っているのか。市は収入はない。

○松本みのり委員　　指定管理料ゼロ円でされるのですけれども、場合によっては家賃を取る形で、そちらで積み立てていく方法もあるかと思うのですけれども。全くもう市が支出するだけという。

○堀井秀昭委員　　今する議論ではないなという気がしますので、私の意見を最後に言わせていただきたいのですが、先ほどから議論で明らかになっているように、新しい施設のこれから継続的な良好な管理と経営をしていくには、自主事業による収入が大きなウエイトを占める。自主事業をやる能力のある事業者が管理運営に携わっていかないと、庄原市内の人だけの知恵と能力で維持していくことについては大変難しい面があるのではないかと危惧しますから、この指定管理を求める法人あるいは団体については、広く門戸を開けて、その能力と財源を持った事業者を広く対象として、市としては取り組むべきだということは、この場でも改めて申し上げておきます。

○五島誠委員　　今回、指定管理の管理運営ということになったときに、当初はゼロ円ということになる

のですけれども、マイナスの指定管理料ということで、逆に指定管理を払わずに指定管理者から、先ほど言われましたけれども、そういうこともできると私は認識しているのですけれども、それで大丈夫ですか。マイナスの指定管理料というのも可能だというふうに、以前どこかの勉強会で見たことがあるのですけれども、この施設において将来そういうことができるのかお伺いしたいと思います。

○東健治企画課長 現在、指定管理者制度による契約において、そういう形での契約とするのかどうかというところは、検討していかないといけないとは思いますけれども、利益が出た部分において、例えば、自主事業部分の魅力向上に努めていただくといった形の経費ということもあるかと思いますので、そういう形での指定管理者との協議は行ってまいりたい。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○桂藤和夫委員長 それでは退席してください。暫時休憩します。

[執行者退室]

午前11時34分 休憩

-----  
午前11時45分 再開

○桂藤和夫委員長 再開します。討論はありませんか。

○五島誠委員 議案については、とりあえずは賛成の立場ではあるのですが、ただ、しかしながら先ほどの執行者とのやりとりの中で、自由度についての件、それから、指定管理者の公募をどうするのかの件については、かなり議論の余地があるというか、まだまだ不十分性が高い。よって、こちらは議決が終わった後に附帯決議の意見をこの委員会として出すべきではないかなと。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○桂藤和夫委員長 ほかにないようですので、これより第149号を採決いたします。採決は挙手にて行います。挙手されない場合は反対とみなします。棄権される場合は退出をしてください。よろしいでしょうか。それでは議案第149号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○桂藤和夫委員長 挙手全員であります。よって、議案第149号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。それで、先ほど五島委員から提案がございましたけれども、附帯決議を出す件につきまして、異議はないでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○桂藤和夫委員長 異議ないようですので、これから進めてまいります。以上で、企画建設常任委員会を散会したいと思います。

-----  
午前11時47分 散会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長